

## 「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改定について

平成22年9月30日  
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、独占禁止法第8条の4（独占的状态に対する措置）の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年11月29日 公正取引委員会）（以下「独占的状态ガイドライン」という。）を作成・公表し、その別表（以下「別表」という。）において所定の基準を満たす事業分野<sup>（注）</sup>を明らかにしている。

これらの事業分野は、出荷集中度調査の結果等に応じ、逐次改定してきているところ、このたび、平成20年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する同調査の結果等に基づき、独占的状态ガイドラインの一部改定を行うこととし、平成22年6月24日に改定案を公表し、同年7月26日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところである。

（注） 独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野をいい、国内総供給価額が950億円超（法律上の基準は1000億円超）であって、上位1事業者の事業分野占拠率が45%超（法律上の基準は50%超）又は上位2事業者の事業分野占拠率の合計が70%超（法律上の基準は75%超）のものである。

なお、別表に掲載された事業分野が、直ちに独占的状态に該当するというわけではない。

- 2 今回の意見募集では、4名から意見が提出された。当委員会は、この意見を十分に検討した上で、原案どおり独占的状态ガイドラインを一部改定し、本日から適用することとした。原案に寄せられた意見の概要及びそれらに対する考え方は別紙1、改定した独占的状态ガイドラインは別紙2のとおりである。

なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室において閲覧に供する。

- 3 当委員会は、今後とも、出荷集中度調査の結果等を踏まえ、必要に応じ、独占的状态ガイドラインを見直すこととしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

電話 03-3581-4919（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

## 原案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

## ○別表に対する意見

意見の概要	考え方
<p>1 意見</p> <p>(1) 別表の掲載の目的・効果が不明である。</p> <p>(2) パブリックコメントに付された内容のみでは別表掲載の適否の判断がつかない。</p> <p>2 理由</p> <p>(1) 別表掲載の目的・効果について</p> <p>別表掲載が、将来の公正取引委員会による行政調査等と連動するのではないかと懸念を生じさせている。このため、別表掲載が単なる注意喚起に過ぎないのであれば、その旨を明確に示してもらいたい。また、別表への掲載により、別表の各事業分野を営む事業者に対して、具体的にはどのようなことを期待されているのか、明確になっていない。</p>	<p>「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」別表は、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を明らかにしたものです。</p> <p>別表に掲載された事業分野が、直ちに独占的状态に該当するというものではありませんが、これらの事業分野については、他の事業者が参入することを著しく困難にする事情があるかどうか、当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、価格が硬直的であって、著しく高い利益を得ているかどうかなどの弊害要件が認められるか、動向の把握に努めていくこととしております。</p>
<p>(2) 別表掲載の適否の判断</p> <p>パブリックコメントに付された内容のみでは別表掲載の適否について判断がつかないので、各事業分野の設定の考え方や、別表の各事業分野が別表掲載基準を満たすと判定された根拠となるデータ及びそのデータの収集方法・分析方法について、秘密保持義務に反しない範囲でできる限り提供して頂きたい。</p>	<p>別表に掲載される事業分野は、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に示されている考え方に沿って選定しており、別表掲載基準も別表の注に示しております。その根拠となるデータは、出荷集中度調査等の結果を基に、国内総供給価額及び事業分野占拠率を算出しております。出荷集中度調査の対象、方法及び結果については、次のURLを御参照ください。</p> <p>(<a href="http://www.jftc.go.jp/katudo/ruiseki/ruisekidate1920.html">http://www.jftc.go.jp/katudo/ruiseki/ruisekidate1920.html</a>)</p>

意見の概要	考え方
	<p data-bbox="1144 248 2114 368">出荷集中度調査は、回答内容の非開示を前提として、国内の多数の事業者の協力を得て、各事業者の出荷実績等について調査を行っているものです。</p> <p data-bbox="1144 384 2114 549">事業分野を選定する根拠となるデータについては、関係する事業者が非常に少ないことから数字が明らかになれば関係事業者等の中で出荷実績が容易に推測できてしまう事業分野もあり、調査への協力が得られにくくなるおそれがあるため、公表しておりません。</p>

○インクジェットカートリッジ製造業

意見の概要	考え方
<p>1 意見 「インクジェットカートリッジ製造業」は、別表掲載の対象として不適切であるから、本別表から削除すべきである。</p> <p>2 理由 (1) インクジェットカートリッジだけでなく、「機械的に印字するための消耗品」はすべて「プリンタによる印刷に供される」点で機能及び効用は同種である。 インクジェットカートリッジ、レーザープリンタ用トナーカートリッジ、インクリボンその他のプリンタ用の消耗品も、それぞれ互換性はないものの、「一般的にプリンタによる印刷に供される」という点でインクジェットカートリッジと機能及び効用は同種（少なくとも著しく類似している）である。 インクジェットカートリッジは単体では機能しないから、プリンタ本体が同一の需要者に代替的に供給されうる「同種の商品」であれば、その消耗品は、「同種の商品」とすべきであり、インクジェットプリンタ、レーザープリンタその他の印刷装置は、同一の需要者に代替的に供給され得る「同種の商品」である。 上記から、プリンタの構造、印字方式を超えて「機械的に印字するための消耗品」すべてを同一の需要者に代替的に供給されうる「同種の商品」として捉えて一定の事業分野が画定されるべきであり、「インクジェットカートリッジ」のみを取り出して事業分野を画定することは適切ではない。</p>	<p>インクジェットカートリッジは、需要者からみれば、「インクジェット方式のプリンタ（以下「インクジェットプリンタ」という。）に装着して、印刷の用に供する」ものです。したがって、これがインクジェットカートリッジの機能であり、この機能のもたらず満足、経済的効用が需要者にとっての効用であると画定したものです。また、インクジェットカートリッジは、インクジェットプリンタ本体とは別に取引されており、別表掲載に係る市場構造要件を満たしていると認められます。</p> <p>なお、インクジェットプリンタについては、平成18年まで別表に掲載されていましたが、同年の別表改定で、国内総供給価額が別表掲載要件を下回ったため掲載から外れた経緯があります。</p>
<p>(2) インクジェットカートリッジは、対応するインクジェットプリンタの間での互換性はない。 インクジェットプリンタには「サーマル方式」、「ピエゾ方式」な</p>	<p>上記(1)のとおり、インクジェットカートリッジの機能は「インクジェットプリンタに装着して印刷の用に供する」ものであり、インクジェットプリンタ本体とは別に取引されています。したがって、事業分野を画定</p>

意見の概要	考え方
<p>どの方式があり，その構造，印字方式は各メーカーにより異なり，そこで使用されるインクジェットカートリッジの構造や形状も各社特有のものとなっている。</p> <p>互換性のない「インクジェットカートリッジ」を一定の事業分野とすることは，プリンタの構造，印字方式を超えて「同種の商品」として捉えていることにもなるため，考え方に一貫性を欠く。</p> <p>プリンタの構造，印字方式によって一定の事業分野が画定されるとの考え方を前提とすれば，「インクジェットカートリッジ」はメーカーによって互換性がないため，異なるメーカーのプリンタ用に製造された「インクジェットカートリッジ」は，その機能及び効用において異なり，同一の需要者に代替的に供給される商品といえないため，「同種の商品」とはいえない結論になる。</p> <p>このため，「インクジェットカートリッジ」については，それぞれのメーカーに対応する「インクジェットカートリッジ」ごとに別の商品として一定の事業分野を画定しなければならない。</p>	<p>する観点からは，インクジェットプリンタに装着する際，異なるメーカーのプリンタの間での互換性はないとしても，インクジェットカートリッジの機能及び効用は同じと考えられます。</p>
<p>(3) インクジェットカートリッジは，対応するインクジェットプリンタの用途によって機能及び効用は異なる。</p> <p>インクジェットプリンタといっても，商品パッケージに製造年月日等を印字する場合の低解像度プリンタ，グラフィック分野で用いられる高精細な大判プリンタ，文書印刷に強いオフィス用高速プリンタ，文書も写真も印刷できる家庭用プリンタ，写真印刷に特化したコンパクトプリンタでは，機能及び効用は大きく異なり，当然にその消耗品についても機能及び効用は大きく異なるといわざるを得ない。</p> <p>したがって，この場合には，どのような用途において用いられるインクジェットカートリッジが別表の記載対象となるかを明示すべきである。</p>	<p>上記(1)のとおり，インクジェットカートリッジの機能は「インクジェットプリンタに装着して印刷の用に供する」もので，インクジェットプリンタに様々な用途のものがあるとしても，インクジェットカートリッジの機能は共通です。したがって，インクジェットカートリッジの機能及び効用を，インクジェットプリンタの用途の違いだけに着眼して考えることは適当ではないと考えます。</p>

意見の概要	考え方
<p>(4) 過去の相談事例などと取扱いが矛盾する。</p> <p>過去の相談事例などを見ると、公正取引委員会が独禁法上の指摘をする場合は、過去一貫して「各プリンタメーカー用のインクジェットカートリッジ市場」をその検討の対象市場としてきており、今回インクジェットカートリッジをそのメーカーを区別することなく「同種の商品」と認識し、インクジェットカートリッジ製造業を一定の事業分野とすることは過去の取扱いとも矛盾する。</p>	<p>個別事案における市場については、検討する事案ごとに取引の実態等を踏まえ適切に考えますが、別表に掲載される一定の事業分野については、不公正な取引方法の事案のようなものとは異なり、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に基づいて考えることとなります。インクジェットカートリッジに関しては「インクジェットプリンタに装着して印刷の用に供する」という機能及び効用の観点から、インクジェットカートリッジが一定の事業分野となると考えられます。</p>

○音楽著作権管理業

意見の概要	考え方
<p>1 意見 「音楽著作権管理業」については、別表掲載基準を満たさないため、削除すべきである。</p> <p>2 理由 (1) 「音楽著作権管理」という役務の需要者と供給額（前回別表改定（平成20年9月26日）の際に提出された意見（以下「前回意見」という。以下同じ。）に同じ。）</p> <p>「音楽著作権管理業」の基礎を成す取引関係は委託者（著作権者）と受託者（管理事業者）とが締結する「管理委託契約」であり、この取引関係において受託者が委託者に供給する役務が「音楽著作権管理」（著作物の利用の捕捉、利用実態の調査、利用者との交渉・利用許諾契約の締結、著作権侵害・債務不履行への対応、著作物使用料の徴収・分配などの一連の著作権管理サービス）である。</p> <p>したがって、「音楽著作権管理」の国内総供給価額は、著作物使用料（利用者へ供給する利用許諾の対価）ではなく、管理手数料（委託者に供給する「音楽著作権管理」の対価）の価額をもって算定しなければならない。</p>	<p>著作権等管理事業法における「管理委託契約」は、「委託者が受託者に著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」又は「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいうとされています（著作権等管理事業法第2条第1項）。</p> <p>上記定義にかんがみると、音楽著作権管理業においては、著作権管理事業者が著作権者との契約に基づいて利用許諾又はその取次ぎ若しくは代理をすることによって利用者から使用料を徴収しており、当該音楽著作権管理業における国内総供給価額は、役務を受けるもの（＝利用者）が許諾の対価として事業者（＝著作権管理事業者）に支払う額（＝著作物使用料）とするのが適当と考えられます。</p> <p>そして、当委員会が行った平成20年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果によれば、著作物使用料により計算された音楽著作権管理業の国内総供給価額は950億円を超えています。</p>
<p>(2) 「同種の役務」の範囲</p> <p>「同種の役務」の範囲を「音楽著作権管理」に限らず、「音楽著作権に係る利用許諾」と見るとしても、すべての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできない。</p>	<p>音楽著作権管理業は、著作権者から見れば、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多数の利用者からの使用料の分配を受けることを可能とするものであり、利用者から見れば、大量の多様な権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で利用することを可能とするものです。このこと</p>

意見の概要	考え方
<p>相異なる利用行為を対象とする様々な支分権（著作権法第21条～第28条）から構成される著作権の場合、例えば、「著作物を複製する権利」（同法第21条）、「演奏する権利」（同法第22条）、「公衆送信を行う権利」（同法第23条第1項）を見ても、それぞれの権利に係る利用許諾の機能及び効用は全く異なるためである。</p> <p>機能及び効用の異同に関するこれらの判断に照らして、例えば、演奏の利用許諾、放送の利用許諾及び録音の利用許諾は、正に「それぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」がそれぞれ相違している」というほかなく、上記の演奏の利用許諾、放送の利用許諾及び録音の利用許諾は、それぞれ需要者の範囲を全く異にしており、「同一の需要者に代替的に供給される」関係になく、需要者にとっての代替性の欠如と言える。</p> <p>上記のことから、「音楽著作権に係る利用許諾」を「同種の役務」と見るとしても、「同一の需要者に代替的に供給される」関係にあると評価することができる範囲ごとに別個の「同種の役務」としなければならない。</p>	<p>が音楽著作権管理業の「機能」であり、この手続を通じることで適正な利用を可能にする音楽著作権管理業のもたらす満足、経済的効用が利用者にとっての「効用」であると考えられます。</p> <p>実際、様々な支分権を管理する役務についても、同様の事業活動において供給の可能な役務であり、そして、多様な権利を取り扱う音楽著作権管理業が利用者を受け入れられていることが多い現状を踏まえれば、それぞれの権利に関する利用許諾の機能及び効用ではなく、音楽著作権管理業の機能及び効用に着眼するのが適当と考えられます。</p>
<p>(3) 公正取引委員会が前回意見募集後に示した考え方に対する意見</p> <p>ア 前回公正取引委員会が示した考え方のうち、「同種の役務」の範囲に関して、「音楽著作権管理業は…（略）…利用者から見れば、大量の多様な権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で利用することを可能とするものです。」との記述について、大量の多様な著作物を「適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料」で録音したい需要者（レコード製作者など）に供給する役務（録音の利用許諾）と大量の多様な著作物を「適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で」演奏したい需要者（興行主、社交場経営者など）に供給する役務（演奏の利用許諾）とでは、そもそも需要者が同一ではないし、当然、「代替的に供給される」関係に</p>	<p>上記のとおり、音楽著作権管理業の機能は、音楽著作物に係る個々の支分権の利用許諾ではなく、これら大量の多様な著作物の著作権等を管理し、多様な利用者に適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多様な利用者に適正な使用料で利用を許諾するものであり、この手続を通じて適正な利用を可能にする音楽著作権管理業のもたらす満足、経済的効用が利用者にとっての「効用」です。同種の役務を考える際には、このように機能及び効用をみることが適当と考えられます。</p> <p>なお、ビールとウイスキーについては、製造に係る基本的な施設が異なり、需要者にとっての機能及び効用も必ずしも同種のものとはいえない点、固定電気通信と移動電気通信については、固定と移動という通信に係る基本的な手段が異なる点も踏まえ、機能及び効用は異なると考えられます。</p>

意見の概要	考え方
<p>もない。それなのに、なぜこれらを「同種の役務」とすることができるのか。</p> <p>「ビール」と「ウイスキー」は、同じアルコール飲料であっても、機能及び効用が異なると認定されている。「固定電気通信」と「移動電気通信」は同じ電話であっても、機能及び効用が異なるとの認定がされている。</p> <p>機能及び効用の異動に関するこれらの比較の面から、具体的かつ合理的に説明することができなければ、すべての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないはずである。</p>	
<p>イ 前回公正取引委員会が示した考え方のうち、「様々な支分権を管理する役務についても、同様の事業活動において供給の可能な役務であり、そして、多様な権利を取り扱う音楽著作権管理業が利用者に受け入れられていることが多い現状を踏まえれば、それぞれの権利に関する利用許諾の「機能及び効用」ではなく、音楽著作権管理業の「機能及び効用」に着眼すべきと考えます。」との記述について、「同様の事業活動において供給の可能な役務であり」というのは、供給者にとっての代替性に着目した記述である。独占的状態の定義規定上、商品については、供給者にとっての代替性にも着目し、「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」を「同種の商品」に加えた「一定の商品」を基礎として「一定の事業分野」を画定するとしている。一方、役務については「同種の役務」のみをもって「一定の事業分野」が画定され、供給者にとっての代替性の議論を持ち出す余地はない。すべての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とし得るという考え方は、「一定の商品」の概念を役務の範ちゅうに持ち込むものであり、独占的状態の定義規定の不当な拡大解釈である。</p>	<p>同種の役務とは、「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」において、機能及び効用が同種である役務をいうとされている点は御指摘のとおりです。その上で、機能及び効用の検討に際して、録音、演奏等のそれぞれの支分権の利用許諾ごとに考えるのではなく、音楽著作権管理業の機能及び効用を考えるのが適当と考えられるのは上記のとおりです。</p>

意見の概要	考え方
仮に供給の代替性から見るとしても、演奏権の管理事業と録音権の管理事業とは別物である。	

独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について  
 (昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局)

改正	昭和53年12月13日
	昭和55年 9月17日
	昭和57年 5月26日
	昭和59年 6月22日
	昭和62年 5月 8日
	平成 3年 8月 2日
	平成 5年 7月23日
	平成 7年 7月 1日
	平成 9年 6月 1日
	平成11年 7月 1日
	平成13年 1月 1日
	平成14年11月 1日
	平成16年12月17日
	平成17年 5月27日
	平成18年 1月 4日
	平成18年 9月 8日
	平成20年 9月26日
	平成22年 9月30日

## 1 用語の定義

### (1) 商品の場合

ア 「同種の商品」とは、「機能及び効用」が同種である商品をいう。

機能とは、商品の物的作用、用途をいい、効用とは、商品のもたらす満足、経済的効用を意味する。「同種の商品」は、その供給に係る事業活動の「施設又は態様」において同種であるのが通常であるが、これらに差異があっても、「機能及び効用」が同種であり、同一の需要者に代替的に供給される商品は、「同種の商品」となる。製造業の場合、「同種の商品」は、おおむね、工業統計表の6桁分類に対応したものとなるが、その「機能及び効用」の異同によって、例外があり得る。

<例>

○ 「飲料用自動販売機」は、「食品自動販売機」、「たばこ自動販売機」等とともに工業統計表6桁分類の「自動販売機」に含まれているが、これらはそれぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」がそれぞれ相違しているとみられるので、「自動販売機」ではなく、「飲料用自動販売機」が「同種の商品」となる。

イ 「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」とは、「同種の商品」を供給するために現に行われている事業活動

の基本的形態を質的に変更することなく供給することができる商品の意味する。

施設とは、「同種の商品」を供給するため、有機的に結合、配置された物的設備の全体を指し、態様とは、「同種の商品」に係る原材料の仕入先、販売形態、販路等の事業活動の方式であり、「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様」は、この両者を総合勘案して判断される。

ウ 「一定の商品」とは、アの「同種の商品」にイの「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」を含めたものである。

両者の間には、商品自体としては必ずしも顕在的な競争関係があることを要しないが、これらの供給に係る事業活動の「施設又は態様」に着目した場合、競争関係が容易に顕在化する蓋然性があれば、両者を「一定の商品」として同一の範ちゅうに含ませることとしたものである。

例えば、一般的に、重要な点で相違のない「施設又は態様」で供給されており、その「機能及び効用」面で関連性がみられる商品間、又は同一の事業者において共通した「施設又は態様」により交替的に供給されているような商品間には、このような蓋然性があるといえる。

<例>

○ 「ビール」、「発泡酒」及び「ビール風酒類」の製造の基本的施設は共通しており、工場では「ビール」の製造設備に重要な変更を加えることなく「発泡酒」及び「ビール風酒類」が製造され、かつ、「ビール」の主要な製造業者の大部分は「発泡酒」及び「ビール風酒類」を製造していることから、これらの商品全体が「一定の商品」となる。

エ 「機能及び効用が著しく類似している他の商品」（以下「類似の商品」という。）とは、「一定の商品」には含まれないが、「一定の商品」と密接な代替関係があり、現実に両者間に直接の競争関係がみられるものをいう。

「類似の商品」は、必ずしも「一定の商品」のすべてと「機能及び効用」において著しく類似していることを要しないが、少なくとも「一定の商品」の中核である「同種の商品」に対しては、密接な代替関係が認められなければならない。したがって、「類似の商品」とみられるものは、極めて限定される。

## (2) 役務の場合

「同種の役務」とは、「機能及び効用」が同種である役務をいい、通常、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）を参考として画定される。

## 2 市場構造要件

### (1) 国内総供給価額要件

#### ア 商品の場合

(7) 「一定の商品」及び「類似の商品」の総出荷額の合計額から、輸出されたものの価額を減じ、輸入されたものの価額を加え、さらに、当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

(イ) 当該商品に直接課される租税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油税、石油ガス税、関税等をいう。

イ 役務の場合

(ア) 「同種の役務」の国内における供給額の合計額から、当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

(イ) 供給額とは、役務の提供によって得られる対価の価額であり、運送業における運賃収入の額、不動産仲介業における仲介手数料の額等がこれに相当する。

(ウ) 当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税とは、ゴルフ場利用税、入湯税等をいう。

(2) 事業分野占拠率要件

ア 1社の事業分野占拠率が50パーセントを超えるか又は2社の事業分野占拠率の合計が75パーセントを超えることを要する。

イ(ア) 事業分野占拠率は、製造業の場合には次の算式により求められる。(数量の場合の例)

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者が出荷した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量－当該事業者が輸出した〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の数量}}{\text{〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総出荷量－〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸出量＋〔「一定の商品」＋「類似の商品」〕の総輸入量}}$$

(イ) 「同種の役務」の場合の事業分野占拠率は次の算式により求められる。

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\text{当該事業者の「同種の役務」の国内における供給量}}{\text{「同種の役務」の国内における供給量の合計}}$$

ウ 事業分野占拠率は、原則として数量で算定され、数量で算定するのが適当でない場合に価額で算定される。

(ア) 当該商品につき、かなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が安定していると認められる場合には、価額で算定することとなる。

(イ) 「一定の商品」及び「類似の商品」それぞれについては、数量で算定するのが適当とされているが、全体についての共通の数量基準が存在しない場合においても、合理的な換算方法があると認められるときは数量によることとし、その他の場合には価額で算定する。

- (ウ) 「同種の役務」の場合にも、都市ガスの供給カロリー一量、供給電力量等合理的指標が得られる場合には、数量で算定することとなるが、役務の性格から数量で算定できない場合が多く、そのような場合には価額で算定する。
  - (エ) 事業分野占拠率を価額で算定する場合には、国内総供給価額算定の場合と異なり、当該商品に直接課される租税又は当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額は控除しない。
- (3) なお、最近の1暦年において独占的状态の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。

別表 1

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
チューインガム		チューインガム製造業	
ビール	発泡酒, ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ, きざみたばこ, パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
金地金		金地金精錬・精製業	
飲料用自動販売機		飲料用自動販売機製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
フォークリフトトラック		フォークリフトトラック製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	
コンタクトレンズ		コンタクトレンズ製造業	

別表 2

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注） 1 本表は、公正取引委員会が行った調査に基づき、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成20年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。

(参考)

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

### ○独占的状态関係

#### 第二条

⑦ この法律において「独占的状态」とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

- 一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分之三を超えていること。
- 二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。
- 三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。
  - イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。
  - ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

#### 第八条の四

独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。